

子育て世帯の生活を支援するために 一時金を支給します！



<子育て世帯への臨時特別給付金>

支給対象者 令和2年4月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者の方（一部、3月分までの受給者を含みます。）
◎令和2年3月31日時点で北九州市に住民票があった人が対象です。

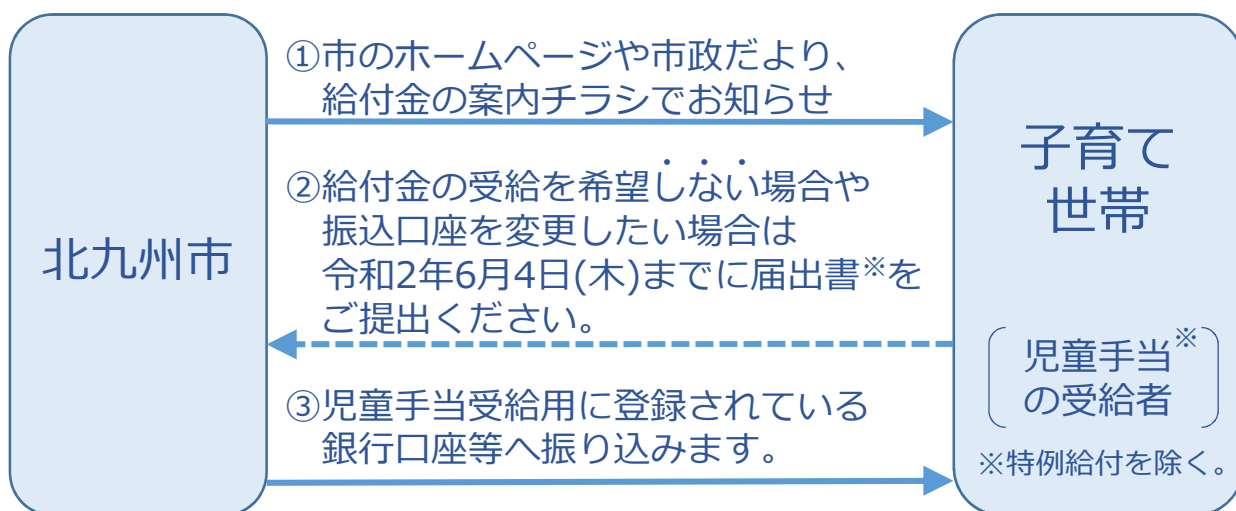
支給金額 対象児童※1人につき、1万円
〔児童手当の6月定例払は2～5月分の手当を支給しますが、この給付金はひと月分（児童1人あたり1万円のみ）です。〕

※4月分の支給対象児童に加えて、3月で中学校を卒業した児童等も含まれます。
※4月に生まれた児童は、対象外です。

「子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（特例給付を除く）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対する臨時の特別給付金（一時金）です。

原則、申請は不要です。（公務員の場合は、申請が必要になります。）

北九州市では、**6月10日**に支給します。



※給付金の受け取りを希望しない場合等の届出書は、区役所保健福祉課の窓口でお渡しするほか、市のホームページでもダウンロードできます。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/11700270.html>